

# 高齢者差別の後期高齢者医療制度の撤廃を求める請願

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

08年4月から強行された後期高齢者医療制度には、「少ない年金からこんなに保険料をとられたら生きていけない」「長生きするなということか」と全国で怒りの声が沸き起こっています。

医療費削減を目的にした高齢者いじめのこの制度は、すでに参議院で野党提出の廃止法案が可決され、衆議院で継続審査となっています。

政府は、一時しのぎの「見直し」で悪法の生き残りをねらっていますが、とんでもありません。

この制度は75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲いこみ、①これまで負担のなかった扶養家族を含め一人ひとりから保険料をとりたてる、②受けられる医療を制限し差別する「別建て診療報酬」を設ける、③保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる、④保険料を払えない人からは保険証をとりあげる、などというものです。憲法違反の差別医療制度そのものであり、廃止する以外ありません。70～74歳の窓口負担の2割への引き上げも、きっぱり中止すべきです。

そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担をおこない、高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要があります。

したがって、以下の点を強く求めるものです。

## 請願項目

- 一、後期高齢者医療制度の撤廃法案をすみやかに成立させること。
- 一、70～74歳の窓口負担2割への引き上げは中止すること。

氏名	住所

取扱団体 ( )



日本共産党品川区議会議員  
**週刊 みやざき克俊**

事務所 品川区豊町6-2-1 TEL.3786-6674  
2008年8月24日 No.630

日本共産党品川区議団ホームページ http://www.jcp-shinagawa.com/



# 後期高齢医療へ怒り沸騰!

## 安くなった…でも軽減は2年だけ

佐藤さんの保険料通知より

【保険料算定の基礎】	変更前	決定後
① 賦課のもととなる所得金額	0円	0円
② 所得割率	6.56/100	6.56/100
③ 所得割額(①×②)	0円	0円
④ 均等割額	37,800円	37,800円
⑤ 算出額(③+④)	37,800円	37,800円
⑥ 限度超過額	0円	0円
⑦ 軽減額	26,460円	32,400円
⑧ 年保険料額(⑤-⑥-⑦)	11,340円	5,400円
月数	12	12
⑨ 月割減額	0円	0円
⑭ 保険料額(⑧+⑨-⑩)	11,300円	5,400円
*****	*****円	*****円
****	*****円	****

「軽減額」は今回増えたけど、2年たったら終了する。

「軽減」がなくなったらたいへん!こんな制度やめさせなくちゃ

日本共産党は後期高齢者医療制度廃止に向けて署名運動(左)をすすめています。

「先日届いた通知で、保険料がさらに安くなった」と喜んで豊町4丁目の佐藤さん(仮名)、早速8月分の900円を振り込んできました。ところが、友だちに「2年間だけ安いのよ」と言われ、私(みやざき)に通知に記載されている「軽減」について質問してきました。

福田内閣は、後期高齢者医療制度の保険料に対する批判が高まる、6月に低所得者の軽減策の追加実施を決定。そのため佐藤さんの保険料が先月より安くなったのです。

佐藤さんの保険料通知(表の表)をみると、佐藤さんは収入が少ないため③「所得割」はゼロで、④「均等割」が3万7千800円。先月の通知(変更前)では軽減が2万6千460円でしたが、先日とどいた通知では軽減が3万2千400円に拡大し保

険料(今年度)は5千400円へと半減しました。

ところが、保険料の軽減は2年間だけ。軽減措置が終了したら3万7千800円の本来額が徴収されることになりました。

「これくらいなら払えると思うたら、2年後は3万7千円で

か!」：佐藤さんはアパートで一人暮らし。収入は月おおよそ10万円の国民年金だけで生活して

います。「年寄り早く死ぬということですね。選挙の前だけ値下げなんて自民・公明は本当にズルイ」とのべています。

## 後期高齢 保険料

# 区役所に、抗議や 問い合わせが1万超

高額な保険料や受けられる医療が制限される―高齢者差別の後期高齢者医療制度の問題に批判が集中。ところが、問題はそれだけではありません。保険料の支払い方法や減額内容でも高齢者に大混乱を引き起こしています。

後期高齢者医療に高齢者に怒りが広がっています。品川区は75歳以上区民に7月17日、いっ

せいに後期高齢者医療制度の保険料通知を郵送しましたが、その直後から電話や直接区役所の窓口への問い合わせや抗議が殺到。その数1万200件超(8

月1日現在)、実に75歳以上の区民3人に1人にあたります。

## 保険料値上げ分の は「夫婦のひと月の 食費です」

豊町4丁目のある夫婦は昨年度国保料より3万円の増額に。

「1ヶ月分の食費にあたる」と保険料通知に怒り心頭!



## 7、9月分は自分で払うの!?! 制度の不徹底で大混乱に

保険料の支払い方法が徹底されていないことも重大です。

険料を払い忘れている人は多いと思います」とのべています。

豊町4丁目で一人暮らしの田中さん(仮名)は後期高齢者医療保険料通知の封筒に7月分の保険料振込み用紙が同封されていたものの、支払い手続きをしていませんでした。これまで国民健康保険料は銀行からの自動払い込みだったため、後期高齢者の保険料新たに手続きが必要なのに気づきませんでした。

品川区の場合、後期高齢者医療の保険料が年金から天引きされるのは10月分から。7・8・9月の3ヶ月分は銀行などで直接支払わなくてはなりません。銀行などからの自動払い込みも選択できますが、こうした制度の変更が徹底されていません。

まさに「姥捨て山」の医療制度

## 廃止しない 後期高齢者医療

- ① 75歳以上の高齢者から保険料を徴収。社保の扶養家族にも負担させる。
- ② 年金から保険料を天引き。
- ③ 保険料を払えなければ保険証をとりあげる。
- ④ 75歳以上は受けられる医療を制限する。



田中さんは、「私のように保